

## 新型コロナウイルス関連情報（4月18日）

### 【当館来館時の検温実施について】

4月20日（月）から当面の間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、1階受付において当館に来館される方に対し非接触型体温計による検温を実施します。検温の結果、体温が摂氏37.5度以上の場合には入館をお断りさせていただきますので、体調の悪い方は、体調が回復されてからご来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 【当地から日本への直行便に関する情報】

4月19日より、当地から日本への直行便は原則としてANAの週1便のみとなる旨、同社より改めて発表がありました。日本への渡航をご検討されている方はご留意ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/flight-info.html>

### 【州政府等による措置等のポイント】

#### ◎（NY州）クオモ知事のメッセージ

- ・本4月18日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下のとおりです。
- 州内における入院中の患者数は5日連続で減少、一日あたりの純入院者数等もマイナスとなり、感染ピーク期を脱しつつある。
- ・感染死者数の1日の増加数は過去2週間で最低となったが、540人の死者（4月17日）という数字自体は依然高い水準である。昨日の新規の入院患者数も1915人と良い状況とは言えない。引き続き予防措置の遵守をお願いしたい。検査態勢も拡充したい。
- NY PAUSE、ソーシャル・ディスタンス、マスク着用といった措置により、1人から0.9人への感染率を実現したが、社会経済を急速に再開すれば感染率は上昇する。従って再開のためには、検査、追跡、隔離により感染率をコントロールすることが重要である。追跡調査のためには何千にも人員が必要となる。また、NY州はこれまで米国最大の50万超の検査を実施しているが、拡大のためには連邦政府の協力が必要である。特に、州内の研究機関は検査にあたりRocheやACMEなどの大企業から検査キットを調達しているが、必要な試薬（Reagents）が不足しているとの問題がある。連邦政府は研究施設が必要な試薬を手に入れられるよう調整・支援してほしい。
- 連邦政府がNY州に150万枚のマスクを送ってくれたことに感謝したい。
- 昨日発効した公共の場所におけるマスク等の着用義務は、他者と一定の距離がとられないときに着用を求めるもので、随時の着用を義務化するものではない。
- 第二次世界大戦以降最大の困難に立ち向かうため、政治によって分断されず一致団結すること（United）が必要である。私たちの国は「United」Statesである。

◎ (NJ州) マーフィー知事のメッセージ

・本4月18日にマーフィーNJ州知事が発信したメッセージの一部は以下のとおりです。

- 1日に新たに確認される感染者の数自体は落ち着きつつあり、新たな感染者数に連動し、新たな入院数も落ち着きつつある。またここ数日新たに入院する人よりも退院する人の数の方が多くなってきている(退院数814人、新たな入院数377人(4月17日))。ICUの患者数も高止まりしつつある。これは州民の取組のおかげである。しかし、事実として、昨日から今日の発表までの1日で新たに3026人の感染が確認され、231人の尊い命が奪われており、危機を全く脱していない。コロナウイルスをインフルエンザと同じようなものと考えているならば、それは100%間違っている。引き続き、自宅待機、ソーシャル・ディスタンスへの協力をお願いします。

◎ (PA州) 自営業者等向け失業給付の申請受付開始

・本4月18日、PA州政府はコロナウイルス支援・救済・経済安全保障法(CARES法)によって創設された失業保険給付(Pandemic Unemployment Assistance; “PUA”)の申請受付を開始しました。自営業者、独立請負事業者、ギグエコノミーの労働者、宗教団体に働く方、通常の失業給付の対象とならない方等が対象となっています。詳細についてはご自身でこちらのウェブサイトからご確認ください。

<https://www.media.pa.gov/Pages/Labor-and-Industry-Details.aspx?newsid=450>

<https://www.uc.pa.gov/unemployment-benefits/file/Pages/Filing-for-PUA.aspx>

◎ (DE州) 失業保険の給付延長申請について

・デラウェア州労働局は、失業保険の給付延長申請を明4月19日から受付開始します。コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法(CARES法)によるパンデミック緊急失業補償(Pandemic Emergency Unemployment Compensation; “PEUC”)プログラムの下、デラウェア州労働局は、2019年7月1日から2020年4月18日の間に失業保険給付期間が終了した個人について、明4月19日(日)午前8時からこちらのウェブサイト([ui.delawareworks.com](http://ui.delawareworks.com))で13週間の給付延長申請を受け付けるとしています。申請が認められれば、週600ドルの連邦政府による給付追加が受けられます。現在給付中の個人については、新たな申請は不要で、自動的に13週間延長されるとしており、更に、現在給付されている金額に週600ドルが加算される予定です。通常の失業保険では対象にならない自営業者、独立請負事業者等も対象となります。詳細についてはご自身でこちらのウェブサイトからご確認ください。

<https://news.delaware.gov/2020/04/17/delaware-department-of-labor-releases-guidelines-on-13-week-extension-of-unemployment-benefits/>

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めております

が、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染者数等に関する情報】

4月18日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 236,732名(229,642名)、死者数 12,192名(12,192名)

なお、本日はNY州Webサイトの死者数の更新はありませんでした。

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 131,263名(127,352名)、死者数 8,632名(8,632名)

NY市の内訳

クイーンズ区：	40,216名(39,091名)
ブルックリン区：	35,763名(34,705名)
ブロンクス区：	28,019名(27,035名)
マンハッタン区：	17,932名(17,490名)
スタテン島区：	9,333名(9,031名)

ナッソー郡： 29,180名(28,539名)、死者数 1,356名(1,356名)

サフォーク郡： 26,143名(25,035名)、死者数 706名(706名)

ウエストチェスター郡： 23,179名(22,476名)、死者数 738名(738名)

ロックランド郡： 9,171名(8,987名)、死者数 234名(234名)

○ニュージャージー州：感染者数 81,420名(78,467名)、死者数 4,070名(3,840名)

○ペンシルベニア州：感染者数 31,069名(29,441名)、死者数 836名(756名)

○デラウェア州：	感染者数	2, 538名 ( 2, 323名),	死者数	67名 ( 61名)
○ウエストバージニア州：	感染者数	825名 ( 754名),	死者数	18名 ( 13名)
○コネチカット州フェアフィールド郡：	感染者数	7, 146名 ( 7, 146名),	死者数	425名 ( 425名)
○プエルトリコ：	感染者数	1, 118名 (1, 068名),	死者数	60名 ( 58名)
○バージン諸島：	感染者数	53名 ( 51名),	死者数	3名 ( 2名)

#### 【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは，完全予約制を導入し，付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また，一部の病院では電話診察，オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし，当地の医療事情については，日々状況が変化しますので，皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして，ご確認くださいようお願いします。

#### 【領事窓口の業務日及び受付時間，マスク等の着用について】

◎在ニューヨーク日本国総領事館では，現在，以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を短縮しています。

##### 1 領事窓口の業務日

月曜日，水曜日，金曜日（除，休館日）

## 2 受付時間

10:30-13:00 (査証申請受付: 12:00-13:00)

## 3 電話受付

月曜日-金曜日 (申請中の案件や既に対応中の案件は業務日 (月, 水, 金) にお掛けください。) (除, 休館日)

詳細はこちらよりご確認ください。 <https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

4 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、マスク等を着用していただき、また、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてからご来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。(電話: 212-371-8222)

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています (本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います)。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: [https://twitter.com/JapanCons\\_NY](https://twitter.com/JapanCons_NY)

\*\*\*\*\*